

大規模高層ビルの防災安全のために 自衛消防組織の設置が義務化 (消防法第8条の2の5) されました

自衛消防組織

地震発生

被害状況の確認

救出救護

エレベーター停止等への対応

出火防止への対応

インフラ等の機能不全への対応

災害復旧等の活動との調整



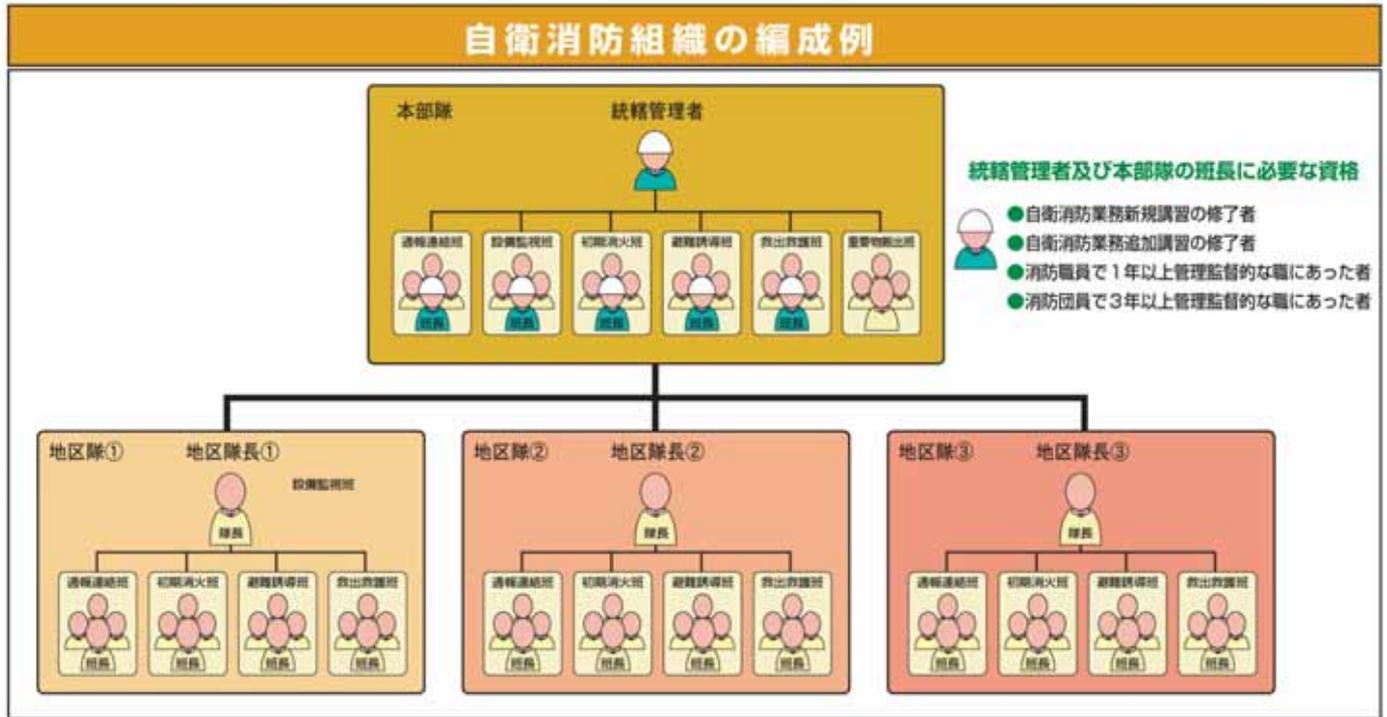
一定の大規模建築物等の管理権原者は、法令に定める基準に従って自衛消防組織を設置しなければならなくなりました。

自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の各班の班長は、自衛消防業務講習の修了者等一定の資格が必要となります。

平成21年6月1日から施行

自衛消防組織とは…

大規模高層ビルの従業員等からなる人的組織であって、一定の設備・資機材等を備え、火災等の発生時において、消防計画に定められた任務分担により、初期消火、消防機関への通報、在館者の避難誘導等、災害による被害の軽減を図るための組織です。

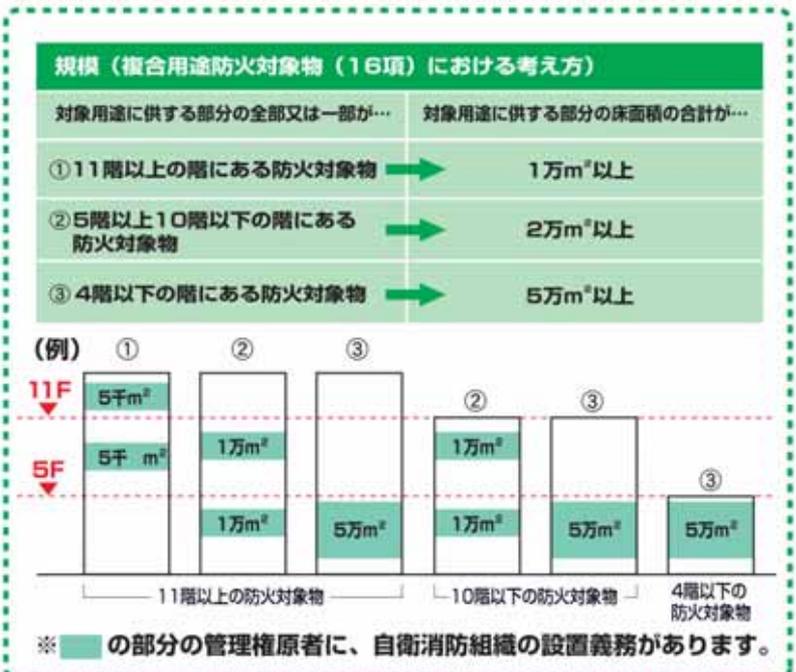


自衛消防組織の設置を要する防火対象物… (消防法施行令第4条2の4)

対象用途		規模
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)	①階数が11以上の防火対象物 延べ面積 1万㎡以上
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)	
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)	
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)	②階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積 2万㎡以上
公衆浴場等 (9項)	車庫の停車場等 (10項)	
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)	③階数が4以下の防火対象物 延べ面積 5万㎡以上
駐車場等 (13項イ)	その他の事業場等 (15項)	
文化財である建築物 (17項)		
地下街 (16項の2)		延べ面積 1,000㎡以上

(階数は、地階を除く)

※共同住宅(5項ロ)、格納庫等(13項ロ)、倉庫(14項)は含まれない。



自衛消防業務講習

新規講習(2日間)と追加講習(追加講習…3時間 防災センター要員の修了者を対象とした講習)があります。
自衛消防業務講習は、全国の主要都市で実施しています。
詳しくは、消防機関にお問い合わせいただくか、又は財団法人日本消防設備安全センターのホームページ(<http://www.fesc.or.jp>)をご覧ください。



財団法人 日本消防設備安全センター
〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館

※詳しくは、お近くの消防署にお問い合わせください。